

## 學界展望

### 獨逸皇帝政策論争の一展開

増田四郎

十九世紀の中葉、即ち獨逸帝國統一の夜明け前は、同時にまた獨逸史學を育成する直接の母胎であつた。あへて近世史學の父レオポルド・フォン・ランケの名を挙げずとも、ひとは容易に、祖國と人類の光輝ある過去、わけても「暗黒の時代」といはれたあの西歐中世史の解明に珠玉の文獻をものし、その後には斯學の發達に、いはゞ不動のいしずゑを置いた數多くのすぐれた先驅者達の名を想起することが出來よう。

他の列強に比して遙かにおくれた獨逸國家の統一運動は、まさにその故にこそ、一層はげしい民族的意欲と活潑な政治的鬭争とを前提しなければならなかつた。國家統一への熾烈な願望と領邦分立の歴史的傳統は、自由と保守、新教と舊教、現實派と理想派、小獨逸主義と大獨逸主義等々の深刻な對立觀とからみ合ひ、革命、議會、同盟、戰爭の

あわたゞしい推移を追つていくたびか危機に瀕し、漸くにしてビスマルクの帝國にまで漕ぎつけることが出来た。それ故獨逸史學は、動搖と鬭争の疾風中に育つた時代の子といふべく、吾々がこゝにその新しい一方を展望せんとする「獨逸皇帝政策論争」の發端も、あたかもかうした一般的政情と思想的動向とを背景として、はじめて正當に理解され得る獨逸固有の現象である。

想ふにザックセン、ザリエル、シュタウフェン諸朝のいはゆる「獨逸皇帝時代」(九一九—一二五四)に對する史的興味を、不滅の學問的勞作を通じて呈示した最初の人として、かのランケの高弟ヴィルヘルム・フォン・ギーゼブレヒトの名を擧げることは、恐らく誰もが異論なきところであらう。浩瀚實に三千數百頁、片々たる無數贅否の立論を越えて、はるかにそびえ立つ如き未完成の傑作『獨逸皇帝時代史』(Geschichte des deutschen Kaiserzeit. 6 Bde. Braunschweig 1855-1888)の堂々たる敘述は、まことに一つの偉觀であり、また常に回顧味讀さるべき中世史學徒の古典である。しかしかくの如き劃期的名著の故に、それはまたはげしい論争の導火線とならざるを得なかつた。そしてこの點火の役割を演じた人こそ、くしくも同じランケ門下の俊才ハインリッヒ・フォン・ジールベルであつた。

いはゆる「皇帝時代」を以つて、分立的傾向の強い獨逸諸種族(シュテム)が渾然たる民族的統一體を形成して他民族に優越し得た唯一の時代と觀じ、西歐全體の運命を掌握する獨逸皇帝のもと、教會と國家の結合、藝術と學問の特異な發展等に、比類なき榮光を享受し得た民族史上の黄金時代と見做し、従つてまた、オットー一世の戴冠(九六二)こそは「皇帝なき荒涼たる悲運」から獨逸を、否全歐羅巴を救つた世界的事件なりと斷じたギーゼブレヒトの見解(第一卷序文及び Bd. I, S. 211f. 408f. 等參照——W. Schild 編纂の新版 Meersburg 1929-1930. による)は、こゝにはしなくも普魯西

的史觀の代辯者、ジーベルの鋭き批判の矢面にさらされた。即ちジーベルによれば、かくの如きはいはゞ一種のロマンティックな中世觀に加ふるに、現實の政治的願望を以つてした傾向的構想であり、祖國の統一、偉大なものへの憧憬を、史實に即して漠然と冀求する安易な態度に過ぎず、歴史的現實は寧ろ全く逆の様相を示してゐたといふ。かくてジーベルの皇帝時代觀は、ギーゼブレヒトのそれと事々に對蹠的となり、オットー大帝の統治、就中その戴冠を以つて、神祕的な王權觀と世界支配欲の故に不自然を敢へてなし、羅馬教皇とのあの無益な永き鬭爭確執の萌芽をつくつた民族史上の一大不祥事なりと斷ずると共に、逆にハインリッヒ一世時代の獨逸政治の裡に最も健全な民族的方向を觀じ、ハインリッヒ一世・シユヴァーベン公・ドルフ・ハインリッヒ獅子公等の一脈の系列上に、國民國家的感情の眞正の擔ひ手を求めんとするもののみを(H. v. Sybel: Ueber die neueren Darstellungen der deutschen Kaiserzeit, Festrede zur Feier d. Geburtstages Maximilian II., Königs von Bayern. 1859. 最近フリードリッヒ・ミッナイダー編纂の „Universitätsrat oder Nationalrat, Macht und Ende des Ersten deutschen Reiches“, Innsbruck 1941. に収録せられた。下記の引用は、フィッカーの諸論稿と共に、いづれもシユナイダーの編書による)。

ジーベルの鋭鋒に酬ゆる解答乃至再批判は、ギーゼブレヒトからではなしに、圖らずもテイロルなるインスブルック大學教授、ユリウス・フィッカーによる敦厚且つ嚴密周到の主張、即ち獨逸國民の不幸は斷じてオットーによる世界帝國の創設に基因するものではなく、寧ろそれが衰微不振といふすぐれて歴史的なる事象に由來するものとの切の論難となつて展開した(J. Ficker: Das Deutsche Kaiserreich in seinen universalen und nationalen Beziehungen.

75 Innsbruck 1861, F. Schneider: a. a. O. S. 19-158. 所收)。世に於ける「ジーベル・フィッカー論争」として皇帝政

策論争の端緒に掲げられるものが即ちこれであり、ギーゼブレヒト自身は、論争をよそに、あの偉大なトルソーとなつた畢生の大著作を靜かにつゞけて行つたわけである。論争の進展 (H. v. Sybel: Die deutsche Nation und das Kaiserreich. 1862; J. Ficker: Deutsches Königtum und Kaisertum. 1862; J. Ficker: Vom Reichsfürstenstande. 2 Bde. 1861ff.; J. Ficker: Forschungen zur Reichs- u. Rechtsgeschichte Italiens. 4 Bde. 1868f. 等)と共に、フィッカーの詳細な史實の批判に基く中世獨伊關係の歴史的構造が、その内に藏した旺盛な論争的精神と大獨逸主義的政情を反映しつつ、愈々確信ある有力な學風に成長したのに反し、ジューベルの構想は益々政治的となり、つひには結果のみより偉大な史實の利害得失を判定非難せんとするの暴舉に奔る傾きをさへ示した。かくて少くともその限りに於ては、一般情勢はフィッカーの陣營の絶對的優位に歸着せるかにみえたが、しかし兩者の勝敗は、別個の意味に於て、決して輕々に論じ去らるべき性質のものではない。何となれば、そこには「政治と歴史の關聯」についての困難なる問題がひそむのみならず、上述せる如き政治的・宗教的な對立が極めて濃厚に投影せられ、それがまた今日に至るまで、意識的無意識的の差はあれ、歐羅巴殊には獨逸史家が立つ各人各様の立場に何らかの形で顯現し、その好むと好まざるとに拘らず、中世政治史に關説するものゝ必ずや逢着せざるを得ぬ重要な論點をなしてゐるからである。

さはゆる亞流的傾向史家 (Tendenzhistoriker) の簇出は兎に角、ジューベル對フィッカーの論戰を契機として、さうしか史觀と史實に關する數多くの對立概念が提唱せられた。即ち敘上の諸對立觀に加ふるに、國民國家と世界帝國、普魯西と奧太利、皇帝と教皇、王權と帝權、東方政策と伊太利政策、分權と集權、現實政策と理想政策等々の諸對立が多少とも圖式化して觀念せられ、さらには羅馬理念、皇帝理念、古典古代復興思想等の精神史的觀照の諸問題を織

込んで、甲論乙駁、殆んどその歸一するところを知らず、爾來まさに一世紀に垂とする絶えざる論争は、最近またもやナチス史學のめざましき擡頭と相俟つて、頗る複雑活潑の度を加へつゝある現狀にある。史實は舊く、問題は常に新しい。過去一世紀間の論争こそは、嘗に學界に對する政情の眞摯な反映たるのみならず、また同時にそのまゝ、獨逸史學發達の多彩な足跡であつたといはなければならない(拙稿『獨逸皇帝政策文獻抄』『一橋論叢』第二卷第六號所収に於てかうした主要文獻の一斑を編示して置いた)。

しかし諸帝の政策内容が多岐多方面に互つたが如く、この論争をめぐる研究領域も亦、史學の發達につれて愈々擴大せられ、今日に於ては恐ろしく多様な方向を示すことゝなつた(Friedrich Schneider: *Neuere Anschauungen der deutschen Historiker zur Beurteilung der deutschen Kaiserpolitik des Mittelalters*. 3. Aufl. Weimar 1938. 殊にその16. 參照)。のみならず皇帝時代そのものがまた、決して一樣に斷ぜらるべき等質的な時代ではなく、そこには相互に異つた政治上の諸基調と錯綜した諸傾向とが顯現したことも、否定し得ぬ事實である(この點については上原專祿教授『中世獨逸に於ける國家統一の問題』『一橋論叢』第二卷第六號所収を參照せよ)。されば吾々が、こゝに皇帝政策論争の全貌を概観することは、殆んど不可能事にして徒らに問題を抽象化するの危険を包藏するものといふべく、また前掲シュナイダーの著作の如き好個の入門書―それはフィッカー「ブラックマン的色彩の強いものではあるが―の存する限り無用の企てといはなければならない。本稿が専ら「皇帝時代」の誕生を劃していはゞ敍上の諸對立觀に類型的な素地を與へたと思考されるザックセン公家出の最初の二王、即ちハインリッヒ一世とオットー大帝の治世に時代を限り、さらにまた、主として伊太利政策と東方政策との關係に内容上の焦點を求め、以つて新しき學界動向の中に、かうし

た建國當初の一問題が占める史的意義の解明にさゝやかながら一つの見透しを與へんと欲する所以である。

二

ジール對フィットカアの論争は、前者を以つてあまりにも偏頗且つ一方的なレアリスムとなし、後者のイデアリスムに對比すると同時に、他方吾々の史學獨立のために、須らく變轉きはまりなき現代政情よりの刺戟乃至は希望に煩はされぬ獨自固有の學問的領域を確守すべしと警告したゲオルグ・ヴァイツの含蓄ある提唱（Aus den Göttingischen gelehrten Anzeigen. Bespr. d. Schriften von Sybel u. Finken. 1862. 前掲シュナイダーの編書所收）によつて、一見一應の結末へ方向を與へられたかにみえた。しかし事態は寧ろ、かうした中性的諸論を契機となし、獨逸史學のあの驚くべき發達に伴ふ科學的諸觀照の多様性を加へて、いはゞ政治的對立より、史觀の對立に問題の重點を置換へたに過ぎなかつたかの如く考へられる。即ち政治史と文化史、政策史と制度史、民族性と時代性、社會經濟史と思想理念史、國民史と世界史等々諸觀照の出現は、もはや單に現代獨逸が置かれた現實政情に對處する各自立場の反映といふよりも、さらに根柢的な、従つてまたその意味に於て眞に實踐的な、各史家が立つ生活態度そのものゝ科學的表明であつたといはなければならぬ（M. Ritter, G. P. Goold, G. v. Below 等の史學史參照）。それ故皇帝政策、就中ハインリッヒ一世とオットー大帝の統治に關する幾多の主張が、これら多様な諸領域から展示されても、それらはもはや單なるポレミッシュなものとして一律に取扱はるべきではなく、飽くまでも科學性にひつかけた史的評價の問題として受取らるべき性格のものである。しかし觀照の相違は、例へば史實をゲネーティッシュに把握するものとティール

ツシユに觀察するものとの對立の如く、或ひはまた動的に評價せんと欲するものと靜的に眺めることによつて理解し得るものとのその如く、窮極に於ては眞に宗教的・人格的なものにまでつながることは今更多言を要しないであらう。ひとしく熱烈のヴァールハイトリーベを抱き乍ら、表明された構想におのづから異常の懸隔乖離を生じて、何等あやしむに足らぬ所以である。

事情概ねかくの如きが故に、皇帝政策是非の諸論も、その各々がもつ微細なニュアンスへの配慮と共に、各論者の構想乃至は史觀全體との關聯に於て正當に批判さるべきであり、幾十幾百の論稿をひいて、その限りでの色分けを行ふことは、必ずしも當を得た十全の方法ではない。しかしまた、研鑽初歩にある吾々としては、中性的な精粗無數の諸論は姑く措き、當面する問題の構造をより、具體的ならしむるために、特に代表的なりと思はるゝ顯著な主張を例示的に取上げ、以つてあり得べき立論の規模と限界を想定し置くことも、便宜上許容さるべき處置ではなからうか。大樣かくの如き目的のために、以下吾々はほゞ第一次歐洲大戰前後にみる代表的諸家の所論に一應の分類をほどこしてみたいと思ふ。

まづ第一に取上げらるべきは、普魯西的・ジューベルの見解を支持して、皇帝政策、就中オットー大帝の伊太利政策を獨逸民族史上の偉大な「失策」と斷言する峻烈鋭利な一派であり、戰前戰後を通じその陣頭に立つた代表的闘士として吾々は、かのゲオルグ・フォン・ヘロウとフリッツ・ケルン(F. Kern: Der deutsche Staat u. die Politik des Römerreiches. in „Aus Politik u. Geschichte,“ Gedächtnisschrift f. G. v. Below, 1928, S. 32-74.)の各々を想起することが出来る。ヘロウはその名著『中世獨逸國家』(Der deutsche Staat des Mittelalters. Leipzig 1914.)の

卷尾(頁 353-369)に於て、特に皇帝政策論争に言及し、フィッカー説優位の學界大勢をよそに、歴史的現實批判の必要を力説、敢然起つてジューベルの見解の再吟味とその救済を強調した。即ちまづギーゼブレヒト、フィッカー派の人達によつて屢説される如く、伊太利との結合が果して獨逸文化の水準を發展高揚せしめたであらうかとの疑問を提出し、西方佛蘭西との文化的・經濟的交渉の密接さを述べると共に、伊太利よりの具體的諸影響は、通説とは逆に寧ろかの地に於ける獨逸支配が衰微し初めた頃より始まると主張する。次に獨逸聖界の支配には必ずしも羅馬教皇との連繫を必要としなかつたと論じ、ハインリッヒ一世の實例と、佛英兩國にみる司教制の發達を引き、オットーの戴冠こそ羅馬の集權的世界制覇の野望を育てあげた根本動機であつたと論斷する。その他、帝權と獨逸國民意識の無關係を説いてホイスラー、マイスター、ヴァイツ等の所論を反駁し、伊太利支配と對異教徒政策遂行の無關係を論じて、ジェーファー等の所説に抗し、結局皇帝政策によつて最も大きな利益を得たのは、國內治安を獨逸の犠牲によつて維持し得た伊太利、わけても教皇自身であり、オットー以前より存在した獨逸國內の分立的傾向は、それ以來一層拍車をかけられたといひ、大帝によるあまりにも普遍的な國家目的の追求は、つひに民族國家の健全性を南歐的ヴェールの裡に見失ふに至らしめたと判定する。論争に急にして例證に乏しい立論とはいへ、現實への一步前進を示すジューベル再吟味の要請として、吾々に與へる示唆はまことに大なるものがあると思ふ。

第二は、皇帝政策の利害得失を評價しつゝ、いはゞ消極的にはあるが、當時の一般情勢が然らしむる當然の歸結としてオットー諸政策の意義を肯定する穩健且つ総合的な一派である。従つてこゝではやゝもすれば、一般教本的な著作と、内面的必然性をもつすぐれた積極的主張との混同が惹起され易いのであるが、まづマニチウス、カール・



ランブレヒト、ヘルマン・オンケン、ヴァルター・シュルツェ、オットー・ヒンツェ、カール・ハムペ等々巨匠の手になる夫々特異の多彩な諸論著を擧げることが最も無難であり、また特に代表的な一主張として、かのデイートリッヒ・シェーファー不朽の大著『獨逸史』(D. Schäfer: Deutsche Geschichte, 2 Bde., 10. Aufl. Jena 1932.)の所論に一瞥を與へおくことが妥當であらう。まづ種族諸公國形式の具體的考察について、ハインリッヒ一世の「獨逸國家建設者」としての功績を極めてザッハリッヒに評價したシェーファーは、オットー伊太利遠征の動機に關し、一方ではカール大帝への理念史的つながりを考へると共に、他方では今は亡きロタール王妃アデルハイドとの個人的關係を説き、また聖界支配の意味がハインリッヒ一世の場合と質的に異なる所以を強調してペロウの反對に備へ、戴冠による「獨逸史より皇帝史への轉換」の得失を概ね次の如く判斷する。即ち獨逸帝權の確立が教皇との無益な争ひとなつて國力を消耗し、國內領邦の分立割據を齎らした損害は否定出來ぬけれども、逆にそれが民族史上に與へた窮極の利益に比すれば、かゝる損害は尙ほ償はれて餘りあるものといはなければならぬ。何となれば、カロリング王朝解體期以降の政治的混沌と相次ぐ外敵の侵入は、まさにオットーの帝權復興によつてはじめて終焉し、そのため異教徒にも獨逸の優越的地位を主張し得たのであり、伊太利との交渉、教皇との結合が獨逸文化の促進、都市生活の發達を招來した事例もさることながら、オットー一世の戴冠があつたればこそ、よく三世紀の永きに互つて西歐基督教世界の頂點に立つ統一的勢力としての「獨逸國家」、「獨逸民族」が形成され得たものと觀なければならぬ(A. a. O. Bd. I, S. 149-171. 參照)といふ。行論新規をめざすものではないが斷じて單なる折衷でなく、具體的なものへの感情移入に即した綜合的主流の洞察であり、その點まさに通史の古典的價値を擔ふものである。さればこそ後世シェーファー

史觀の半面を構成するレアールな價值判斷の精神を、特に一方的に強調することによつて、あの恐ろしくなまなましい民族史觀が展開された事情(後述ナチス史學の項参照)も首肯され得るであらう。

最後に第三の立場として、同じくフィッカーの見解の支持であり乍ら、さらに一步をすゝめ、もつばら皇帝政策の利益と必然性を、積極的に主張せんとする有力な一群の存在を指摘しなければならぬ。しかしその内容を少しく詳細に吟味する時、吾々は直ちにこの派が決してフィッカー的イデアリスムスの線に沿ふ單純な主張ではなく、寧ろ逆に、具體的現實性に徹せんとつとむる結果、却つて伊太利政策の積極的意義の發見に達したといふほどの、いはゞ新しい別個の意味を擔ふことに氣付くであらう。かくてヴァイツのいはゆるフィッカー的イデアリスムスは、その限りに於ては、前二者の立場からと同様、こゝ第三の立場からも漸次に消え去つたわけであり、しかも表面にあらはれた結果として、反ジューベル的立論が優越化しつゝあるてふ一種の皮肉な現象に接するわけである。即ちそこには、例へば現實政治的立場より清澄の構想を展示するヨハンネス・ハルラーの如きより、經濟史的に獨逸の南方世界交易圏への連繫を重視して「國家的經濟政策」とさへ極言するテオドール・マイヤー (Th. Mayer: Deutsche Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. Leipzig 1928, S. 72f.)、獨逸國內への文化繼受の役割を強調するハンペ (K. Hampe: Das Hochmittelalter, Geschichte des Abendlandes von 900-1250. Berlin 1932, S. 13-25.) 等々に至るまで、夫夫一層レアールな史眼に翹へての鋭利な立言の種類極めて多く、加ふるに「中世政治の在り方」の問題として皇帝政策をそれ自體に評價把握せんとする多數論者の一群(後節参照)を混へ、さらには前述第二の立場と微妙な結合を示しつゝ、この立場は或る意味に於て、獨逸史學の主流を形成したかの如き觀を呈してゐる。しかもそれは前二者に比べ、

多様の中にも時代意識を反映した一派の共通點をもつ新しき動向であり、初期ナチス史觀を克服して最近再びかの國の學界に支配的な問題を投げかけてゐるため、その詳細はすべて後節にゆづることゝなし、こゝでは一つのティーピツシュな見解として、ハルラー教授の所説のみを紹介して置かう。

ハルラーの名篇『獨逸史の諸時代』(J. Haller: Die Epochen der deutschen Geschichte. Nene Aufl. Stuttgart u. Berlin 1927)によれば、まづ獨逸皇帝の伊太利政策を以つて、單に南國への空漠たる憧憬の一表現に過ぎぬとみる如きは、十・十一世紀獨逸人の心情を解せぬ謬見であり、また「神聖」羅馬帝國觀といふが如きも、當時の一般大衆にはおよそ無關係な、遙かに後世の、いひ得べくんば帝權衰微後の觀念であるに過ぎない。従つて皇帝政策是非の問題は、精神的な理論や説明ではなしに、まさに當時の歐羅巴的現實政治の活舞臺の裡に、その解決の鍵を索めらるべきである。かくしてハルラーはもつばら獨・佛・伊・ブルグンド等の政治的動向を比較考量し、まづ獨逸にみる諸公國の分立的傾向と司教の帝國統一思想とふ二大勢力のバランスとしての王權を飽くまでも政策的側面より取上げ、「およそあらゆる政治は一個の支配者の氣まぐれな個人的心情によつて遂行され得るものでは斷じてあり得ない」との注目すべき不動の確信のもとに、ハインリッヒ一世、殊にはオットー大帝の對外政策を、そのあるべき姿に於て描出せんと努める。即ち獨逸國家の地理的事情と、それより生ずる宿命的な東西兩前線フロンテの警備強化乃至は干渉進出問題を論じた彼は、直ちに當時の伊太利政情に言及し、もしオットー大帝の伊太利政策なかりせば、必ずやロムバルド王ベレンガール二世による伊太利の統一が實現され、半島に強力な集權國家の出現をみて獨逸の一大脅威となり、その結果また必然的に、獨逸は世界交易へのつながりより完全に遮斷されなければならなかつたであらうと推論する。か

くてヴェネチアに對する獨逸の政治經濟的觸手の意義が、中世經濟史全般の構想に興味つきぬ問題となつて吾々の前に浮びあがるのであるが、それは兎に角、ハルラーはさらにつゞけて伊太利政策の利益を説き、沼澤と砂丘の東北國境の貧困に比べ、繁榮の國伊太利との結合が、獨逸國王にとつて莫大な軍費の調達場となり、また國內不和の全體を、そのまゝ伊太利人に引渡すことによつて、これを永き分裂状態に置き得た所以を説明し、結局オットーの戴冠こそは、大所高所に立つて當時の現實に最も適合し、しかも獨逸民族を窮極に於ていとも幸運ならしめたところの、正當且つ不可避な光輝ある政治的偉業であつたと斷定する（S. 11-53. 尙はハルラーの近著 Von den Karolingern zu den Staufern. Sammlung Göschen, Nr. 1065, 1934, S. 27-36. 参照）。ひとしく現實的なものゝ觀方から出發しながら、しかも前述ヘロウのそれとまさしく正反對の結論に到達した點に、吾々の深く考量すべき課題がひそんでゐる。

以上吾々は、單に皇帝政策賛否の側面のみから諸論に一應の分類をほどこし、問題の複雑さと規模を推定するに便じた。しかしこれは飽くまでも便宜上の企てであり、事實はこれら三者の中間に千差萬別の主張が存することはいふまでもない。第一次歐洲大戰の前後は、かうした諸論が一定の幅さをもちつゝ絶えざる鬭争をつゞけ、一見歸趨の豫測を許されぬ乍らも、一種の豊かさをもちつゝ學界動向を展開したが、一九三三年、ナチス政權の樹立と共に、こゝにはゆるナチス史觀の若々しい主張が、あらゆる研鑽領野より一つの方向に向つて、嵐の如くに捲起された。皇帝政策論争も、こゝに一大轉換と飛躍を示すのであるが、それに言及する前に、ハインリッヒ一世とオットー大帝時代の政情を、教本的にはあるが概観して置きたい。

さて、ハインリッヒ一世(九一九—九三六)及びオットー大帝(九三六—九七三)時代の政情乃至統治の大様は、如何なるものであつたらうか。このことは既に上述の諸例に明かなる如く、實はこれを觀る吾々自身何らかの要求をもち態度を決せぬ限り、少くとも積極的・構成的な姿に於ては描寫出來ぬことがらである。例へば、ボエマーによるあの詳細な史料抜萃本位の年代史的編著(J. F. Böhmner: Regesta Imperii, II, Die Regesten des Kaiserreichs unter den Herrschern aus dem sächsischen Hause 919-1024. neu bearbeitet von E. v. Ottenthal, 1. Lieferung, Innsbruck 1898.)を讀み、マニチヌスの古典的雄篇(M. Manitius: Deutsche Geschichte unter den sächsischen und salischen Kaisern, 911-1125. Stuttgart 1889.)等を涉獵しても、それら坦々たる史實の集積のみからは、直接何ら特定の問題は浮び上つて來ないであらう。にも拘らず吾々はこゝに一つの概觀を必要とする。それは吾々の考察に多少とも内容的な具體性を與へるためであり、もつぱら敍上の諸著、殊にはゲフハルトの著名な『獨逸史綱要』(Gebhardt's Handbuch der Deutschen Geschichte. 6. Aufl. Hrg. v. Aloys Meister, Bd. I, Stuttgart 1922.)等に從ひ、皇帝政策論争の諸問題を豫想しつゝ、出來得る限り中性的畫像の構圖を略示せんとする所以である。

想ふに、東フランクに於けるカロリング王統斷絶の後をうけて、フランケン公コンラッド一世(九一一—九一八)があの過渡的な王位を繼いだ時には、西フランクと異り、事態は既に普遍的カロリング的統治の維持を困難、否殆んど不可能ならしむる新しい世代への大きな轉換を行ひつゝあつた。新事態とは何であるか。それはいふまでもなく、諸

諸の傳統と各々特殊な政治法制的理由に根ざして漸く割據の態勢を顯現し初めたザックセン、バイエルン、ロートリンゲン、フランケン、シュヴァーベン等諸公國 (Herzogthum) の擡頭であり、そのバランスの上に王權の伸張を計らんとする獨逸的國家形成の發足である。されば、コンラッドによる聖界重視の統一策は、もはや舊方針踏襲の殘滓に過ぎず、或ひは暗殺によつてザックセン公を除かんと企て、或ひは司教を保護してシュヴァーベンに配し、或ひは兵を出して一時バイエルン公の追放を迫る等々のいはゞ當座的な策謀を以つてしては、滔々たる分立主義 (Particularismus) 的傾向は到底阻止さるべくもなく、加ふるに内治多端による外敵への無力化となり、時代はまさに「新しい力の人」を要望しつゝあつた。この時にあたり、恐らくは二公國相互の争ひをさける唯一の方策として、コンラッド自身の創意と懇願に基き、結果として「時勢の要望」と「國家の治安」を招來する使命を擔つて王位に即いた人こそ、嘗ての宿敵にして偉大なるレアリスト、ザックセン公ハインリッヒ一世である。

情勢かくの如きを以つて、ハインリッヒの統治は、概ね「反カロリング的」聖界勢力への冷淡に彩られ、飽くまでも實力本位の現實政策を基調としてゐた。即ちこの方針は、既に塗油と戴冠の儀式を拒絶した即位に際して宣明せられ、順次新しき軍備の充實、巧妙なる外交交渉の確立、外敵に對する轉戰奔走となつて具體化されるであらう。まづ即位と共にシュヴァーベン及びバイエルンとの巧みな條約締結によつて、ザックセン公家のヘゲモニーを確保したハインリッヒは、外、西フランクの内亂に干渉してロートリンゲンを併せ、ゲルベルガの政略結婚による西境の安定を圖ると共に、王權の國際的地位を昂め、他方東疆に鋒を轉じては異教徒防遏に懸命の努力を傾注する。即ち九二四年、マチャール族の大侵入に撃破の自信なく、準備の不足を直感した彼は、國王といふよりも寧ろ公たる資格に於て向ふ

九ケ年に互るザックセンの和平を買収し、こゝに公國を中心とする防備施設の増強が展開される。ブルグの新設、聖界諸建築の築壁、都市的聚落の防備、國境移住と守備兵の駐屯、兵糧の貯藏、直參從士と騎兵の養成等々、矢繼早やなる實勢力の涵養は、やがて近隣諸族、わけても九二八年ヴェンデン族の征服、九二九年ベーメン遠征、九三二年のリウティーン族平定、九三三年ウンストルットの大勝によるマヂャール族擊碎、九三四年丁抹遠征等の成果となつてあらはれ、その晩年には早くも獨逸的勢力の現實的緊張感を前提とする一種の政局安定が、ハインリッヒ中心に齎らされたといつて過言ではない。

即ちこの過程を別言すれば、西方に對し最初より國王の地位を持しつゝ、東方に於ては逆にひたすらザックセン公として諸族に臨んだハインリッヒは、エルベ・オーデル間にその宗主權を認めしめ、ベーメンを制壓するや、その結果としていつしかいはゞ強力な獨逸王權の承認確立を實踐以つて親しく主張したこととなり、東疆警備の意味の次元がその間當初に比して本質的に異つた性格を取得したものとひ得るであらう。即位の當時、未だ統一國家の觀念極めて薄く、寧ろいひ得べくんば國家聯合に過ぎなかつた獨逸は、まさに現實政治に徹する王ハインリッヒの手腕によつて、強烈な諸種族分立の危機を超克し、健全固有な統一を可能ならしむる共通の場をとりもどすと同時に、四隣藩屬のもと、よく中歐に制覇する素地を育成することが出來た。されば晩年ブレーメン大司教等を中心とする北歐教化の運動起るや、王の教會勢力への接近が窺はれ、病のため實現されなかつたとはいへ、何らかの政治的意圖を抱いての羅馬行の心情が王の胸中にしきりに動いてゐたといはれるのも (Widukind von Corvey)、あながち虚構の推測ではなからう。終生帝冠を戴かず、フランケンとの提携に出發して全公國を統合し、東奔西走、しかも伊太利への關心

に動かさず、全獨逸民族の政治的統一を達成したハインリッヒ一世の功績は、その抱ける意識内容の意味合ひは兎に角、まことに「獨逸國家建設者」の名に價するものといへよう。この統一と安定を背景としてオットー一世が登場する。

二十五歳の潑刺たる青年オットーの即位は、如上の政情を反映して、若々しいイデアリスムスの色彩を否むべくもなかつた。ザックセン公といふよりも、寧ろ既定の事實としての王權を繼承した彼には、父王の如き危機の現實的克服の代りに、その王權を愈々昂めることによつて、獨逸に中央集權的單一國家をうち建てるてふ課題が課せられてゐた。しかしそれは一部論者のいふ如く、決して最初から空漠たる理想主義となつて現れたのでもなければ、ましてやオットーの性格が、抽象的帝權への「憧憬と氣まぐれ」に満ちてゐたのでは斷じてない。少くともその前半期にみる基調は、父王によつては未だ解決されざりし現實諸政策の徹底強化であり、恐ろしくレアールな政治勢力の直觀と打算に即しての精力的な企劃の強行が主眼であつたといはなければならぬ。即ち即位の翌年ベーメンを征し、ついで匈牙利族を撃滅した王は、内、諸公國に相次ぐ叛亂鎮定の機會を事々に利用して漸次諸公の役人化を計り、あの執拗な分立主義的傾向の根絶に邁進する。例せば、エーベルハルド歿後にみるフランケン公國の解體と所領の分割、女婿コンラッドによるロートリンゲン公領の統治、王弟ハインリッヒのバイエルン公就任、王子ルドルフのシュヴァーベン統轄、ザックセン警備に於けるヘルマン信任等々が、いづれもこの大方針の線に沿ふ結末であり、加ふるに諸公權限の制限と世襲的王制の主張は、統治僅かに十數年をいえずして、オットーの地位を不動の安泰に昂めたものと考へられる。ついで王は東方經營に乗出し、嘗に王權の宣揚のみならず、この運動にスラヴ諸族基督教化の文化的使命を織りませ、數多くの司教區を新設すると共に、後に開花する「東獨逸植民運動」の基礎を築いた。また對外政策とし



ては、對佛干涉をなして「獨逸國王」の特殊的優越性を認めしめ、司教勢力の強大な商工業繁榮の國ブルグンドを従屬せしむることが出來た。

時あたかも南歐伊太利は、政情の混亂と聖界の墮落その極に達し、永遠の聖都羅馬は、テオドラ母娘によるいはゆる「娼婦支配の時代」(Zeit des Hurenregiments)を現出、教皇はそれらの意のままに選任せらるゝ不祥の現實を暴露してゐた。他方上伊太利の地には、フリアウルのベレンガール興つてルドルフ二世、「背徳者」ユーゴー等とはかなき帝位を争ひ、教皇ヨハネス十一世の選立、バイエルン及びシュヴァーベン兩公の對伊野心等々を加へ、政局はまさに亂麻の有様を呈してゐた。この時に當り、漸次頭角をあらはして聖界輕視の現實政策を採用しつゝ、名目上ユーゴーの子ロタールを立て、巧みに半島統一の實權掌握を志したものをこそ、イヴレアのベレンガールにほかならない。そしてこのベレンガールへの對立感と、ロタール王妃アーデルハイドの對オットー求援の申込こそ、オットーをして伊太利遠征を決意せしめた直接の動機であつた。

九五一年、ベレンガールを破つてロムバルド王位を兼ね、アーデルハイドと結婚したオットーの腦裏には、漸くカール大帝の帝權を復興せんものとの漠然たる希望が萌生えはじめてゐた。しかしそれが實現のためには、次の如き二大試練の克服が必要であつた。即ちその一つはシュヴァーベン公ルドルフを中心に勃發した大規模且つ深刻な内亂(九五三―四)であり、第二はそれとからみ合ひつゝおしよせた匈牙利族の大侵入(九五四―五)である。前者はレーゲンスブルグの攻圍とアルンシュタットの國會によつて王の勝利に歸し、後者またあの有名なレッヒフェルドの大會戰によつて、父王以來の異教徒蠢動に最後のとどめをさすことが出來た。まことにこの二大事件の解決こそは、オット

一 戴冠の客觀的基礎であり、内、統一國家の實質的完成であると共に、外、異民族に對して「歐羅巴」を守り、基督教化とゲルマン化の坦々たる大道を遙か東方に向つて切開いた偉業であつた。ルドルフ等の内亂に獨逸的分立主義の表現を認むることは、少くとも動機に關する限り疑問であるが、事件の進展に伴ふ結果よりすれば、充分考慮さるべき問題を殘してゐる。

王の統治は、ほゞこの頃（九五—一五）を境として後半期に入り、その基調に大きな轉換を示して來る。即ちまづ第一に教會への接近結合がそれである。王弟ブルンをケルン大司教に任じ、官房の指導的地位を聖職者に委ねると共に、王有荒蕪地を聖界貴族に寄進封與し、司教の伯職化とその經濟的保護を計つたオットー治下の教會は、カロリング時代のそれとは逆に、まさに「教會の國家化」ともいふべき現象をあらはした。現實的には諸公分立への中和的作用をなし、理論的には帝國統一思想の代表的役割を演じた教會（*Köhler: Das Bild des geistlichen Fürsten in den Viten des 10., 11. und 12. Jahrhunderts. Berlin 1935. の如きを参照*）への支配は、その線に沿つても亦、帝權復興を必然的ならしむる何ものかを含んでゐたのではなからうか。斷じて氣まぐれや虚榮の結果ではなく、あまりにも必然的な諸動向が、嘗に現實政治面のみならず、かうした聖界の雰圍氣、王側近者の皇帝觀、羅馬市民の復古思潮等の裡からも讀みとらるべきであらう。

かくして教皇ヨハネス十二世の時、ベレンガールとの衝突を契機にオットーの第二回遠征となり、記憶すべき九六二年二月二日、はじめて獨逸國王の頭上に羅馬の帝冠が輝いたのであるが、皇帝による教皇及び羅馬支配の法的内容は相當嚴格なものであり、政情また決して安んずべき狀況ではなかつた。しかしそれは兎に角、吾々はこの戴冠直

後、羅馬宗教會議によつて（二月十二日）、永くマインツ大司教との争ひの種であつた東方教化の基地、マグデブルグの大司教座新設が公認されたことに、深き興味を禁じ得ない。蓋し東方政策と伊太利政策との微妙な關聯が、マグデブルグをめぐるつて、オットー的政治の一大根幹をなしてゐると思考されるからである。

帝位を踐んだオットーは、ペスト流行のため一時獨逸に歸還したが、其他は概ね伊太利に滯留し、南伊進出のプランに専念した。勢ひ東羅馬との交渉となり、君府へ使者を派して王子オットー二世の婚姻問題と政略的意欲を提唱、漸くにして交渉の成立をみるや、その帝權は事實上ビザンツ皇帝のそれと同等の高さにまで引上げられ、ザックセンの一公家は、いまやビザンツ皇室及びカリフに匹敵する尊嚴を取得し、名實ともに西歐の中核としての「獨逸帝國」が完成されたわけである。一介の伯ディートリッヒの娘マチルデと婚して着々北歐に覇を唱へたハインリッヒ一世に比し、大帝の子オットー二世の妃テオファーンはあの希臘風なビザンツ皇帝ローマーノスの皇女であつた。獨逸國家の地位は、この一事にも窺知される如く、既に「國民國家」の視野を遙かに越えて、多數諸民族を含む「世界帝國」的規模へと進み行かうとしてゐる。顧みれば、ハインリッヒ一世よりオットー大帝の死（九七三）に至る半世紀餘は、一つの政治的藝術品を完成せんとした統一的な製作行爲であつたとも考へられる。しかしまた、その出發點と到達點とが、全く逆の「偉大なる兩極」を形成したことも否定出來ぬ事實である。獨逸「第一帝國」<sup>アイト</sup>は、その形成期に於て、まさにかうした綜合と對立、理念と現實の大きな幅さをそれとして擔はされたわけであり、この構造がまた、獨逸政治の全面を蔽ふ一つの宿命でもあつた。大體敘上の如き史實を豫想しつゝ、吾々は問題をもとへ戻し、皇帝政策論争をめぐる最近時の學界動向に展望の眼を轉ずることゝしよう。

## 四

既に第二節に概観せる如き多様な史觀の對立相尅の裡から、はげしい現實政情の動きを如實に反映して、あの新しい主體的・實踐的なナチスの史觀が齎らされたのであるが、それが決して突發的・一面的に「與へられた」が如きものではなく、相當深き傳統と永き苦難の前史をもつてゐたことは、一九三〇年前後のかの國の史學界を回顧し、またかの『二十世紀の神話』以來の傾向的諸著が、例へば吾々當面の問題解決の如きに、果して幾許の示唆を示してゐるかをみても、おのづから明かであらう。しかしそうした諸論のなまなましい主張も、やがて「血と土」に即した文化的・經濟的運命協同體としての「民族」乃至は「人種」をば、歴史を創造する根源と觀じ、史實を評價する最高の價值標準と仰ぎみることに漸くその焦點を合せはじめむるや、こゝに誰もが看過し得ざる勁銳なる思潮、新しき世界觀となつて、國史の改變が叫ばれたものと考へられる。かくて從來あまりにも分化したあらゆる専門研究領域より、いまや同一の目標めざして、ほかならぬ「獨逸民族」の生成發展過程が、恐ろしくレアルな、絶えざる鬭争史の姿をとつて吾々の前に展示せられた。すべての史實は、およそ統一體としての獨逸民族の生存と自己主張とを促進保持せしめた限りに於て價值ありと見做され、南方文化の攝取や東方文化との交流の如きは、この根源的・民族的なるものゝ遅しい成長史の背後へと追ひやられた。ゲルマン古代史の新しい見直し（拙稿『古ゲルマン文化連續性の問題』『社會經濟史學』第九卷第七號所收參照）、文藝復興・宗教改革の新しい意味づけ（例へば Krauss Weltgeschichte. Berlin 1935; F. Adama van Scheltema: Die Kunst unserer Vorzeit. Leipzig 1936. の如き構想參照）等にもみる「價值の轉換」にもま

て、更に大きな變革を味つた領野こそ、吾々の皇帝政策論争であつた。

即ち、もつばら史觀對立の中にも豊かな幅さを示し、いはゞ一種の綜合的新動向をさへみせてゐた中世史學界は、こゝに至つて明確な、あまりにも明確な一つの方向と規準を與へられることとなり、「ハインリッヒ一世かオットー大帝か」といふジューベル・フィッシャー論争當初の古い形式に問題を逆轉せしむると共に、今度は少くとも外形上、ジューベルの見解の優越に彩られる傾向をあらはして來たわけである。純一なる獨逸民族の獨逸國家を冀求する熱烈の意欲は、これを妨げたあらゆる史實に對して假借なき峻烈苛酷の評價、否、判定をさへ敢てなし、カール大帝の戴冠、殊にはオットー大帝のそれを以つて、やがて「獨逸人の血の最善なる力が蕩盡せられる」であらう「禍多し」南方への連繫と見做し、問題は諸政策を然らしめた「理由」ではなくて、オットー歿後一世紀にして表はれた「國家解體」てふ否むべからざる不祥な「結果」であると主張する（ウィルリー・ホッペ著、上原專祿教授譯『中世ドイツ史要』『新獨逸國家大系』第十二卷所收）と同時に、また或るものは、「第一國家の建設者」にして偉大なるレアリスト、「ザックセン人」ハインリッヒ一世の統治に、「最初の獨逸民族意識」の健全なる誕生を認め、「獨逸民族國家」の準據すべき模範を見出さうと企てる（F. Lüdke: König Heinrich I. Berlin 1936; A. Thoss: Heinrich I., Der Gründer des ersten deutschen Volksreiches. Goslar 1936）。ひとたび確立されたこの觀照は、中世獨逸皇帝時代政治史のあらゆる部門に一貫せられ、或ひは婚姻政策の批判（A. Hofmeister, K. Brandt 等）となり、或ひはハインリッヒ獅子公の政策重視となつて展開、こゝに却つて亞流學徒にとつては、安易な、圖式化され固定化された「與へられたる史觀」に終らんとする一種の危険を保し難い傾きをみるに至つた。尤もそうした危機を通じて吾々は、あの永き傳統を誇る

獨逸史學の堅實な本流が、新興ナチス史觀をより大いなるものに育成せんとする方向に、論争と批判を介して絶えざる協力をつゞけて來た事實を看過してはならない。一色に塗りつぶされたが如きナチス史學界が、實は豊かな幅さを捨てず、寧ろそれ自身の今後の成長を約されてゐた事實を窺ひ、あはせてまた、皇帝政策論争がしかく簡單には片づけられぬ複雑困難な諸問題を包藏する所以を示す全くの一例として、吾々はこゝにはゆる「獨逸的分立主義」と皇帝政策との關聯についてのすぐれた二大家の所説を顧みることゝしよう。

想ふに、中世紀西歐諸邦の國家法制乃至は政治史的展開を比較考量し、獨逸史の顯著な一特色として常に指摘せらるゝものに、いはゆる「獨逸的分立主義」(Deutsche Partikularismus) が存する。この特色は果して何に由來するものであらうか。いまもしこのことを以つて、一部論者のなす如く、獨逸的國民性の一表現と觀じ、あのゲルマン的獨逸的な民族的同體性(Zusammengehörigkeit) 感情の強烈さにも拘らず、獨逸史を一貫して宿命的な政治的分立性が流れてゐたと斷するならば、その限りに於ては、吾々の皇帝政策論争と分立主義とは何ら特定の問題を構成しないであらう。しかしこれに反し、もし分立主義を以つて、一つの歴史的事象の表現として把握せんと企つるならば、忽ちにして皇帝政策が吾々の視野に登場せざるを得ないのである。従つてこゝでは「國民性」の問題は姑く措き、分立主義の歴史性主張の方向に一瞥を與へねばならぬわけであり、その好個の事例として、吾が學界にも既に親しみ深きテオドール・マイヤーとフリッツ・レーリッヒ兩教授の示唆に富む對立に接する次第である。

さて、兩者ともに、從來の概念的・形式的な構想に反し、歴史を「靜的な作られたもの」としてではなく、「動的な推進する力」、「創造する力」の側より「つくるもの」として把握せんと、新しい動向を擔ふ現下の指導的・代表

的史家たることは、學界既に周知の事實である。にも拘らず、否、恐らくはその故にこそ、兩者は分立主義の本質に關し、概ね次の如き興味ある對照を示してゐるのである。即ちマイヤーにあつては、分立主義を以つて獨逸國家その發展史上體驗せざるを得なかつた一つの歴史的特色なりと觀じ、時代史的・法制史的特質とみて、その限りで皇帝政策一般を肯定する（例せば Th. Mayer: *Geschichtliche Grundlagen der deutschen Verfassung*, Festschr. Univ. Giessen 1933）に反し、レーリッヒにあつては、分立主義をもつばら皇帝政策による影響なりと斷じ、本來しかあるべき筈の「獨逸民族の統一」がこの政策の採用によつて妨げられたものと見做し、その意味よりして、オットー大帝よりハインリッヒ三世までの帝權伸張時代は兎に角、總じて皇帝政策一般は有害であつたと判斷するのである（F. Rönig: *Ursachen und Auswirkungen des deutschen Partikularismus*, Tübingen 1937）。開墾事業による自由農民の設定と領邦諸公の政策の裡から、いはゆる「近代國家」形成の法的根基をいともあややかに描出し、その原動力としての農民階級の動向を把握しつゝ、「中世獨逸法制」の特質を主張せんとするマイヤー（例へば *Die Entstehung des „modernen“ Staates im Mittelalter und die freien Bauern*, ZSRG. G.A. Bd. 57, 1937, S. 210-288. 參照）に反し、主としてハンザ商人の活動を中心中世都市の「獨逸的」色彩を解明し、領邦の中に却つて羅馬法的・非獨逸的性格を讀みとらんとするレーリッヒ（例へば *Die Gestaltung des Ostseerannens, Vom Werden u. Wesen der Hanse*, HGBll. Jg. 1940, S. 11-54; *Reichssymbolik auf Gotland*, HGBll. Jg. 1939, S. 1-67. 等參照）が、九五〇年乃至は一二五〇年頃にみる獨逸兩國の政情を比較して、「分立主義の形成を不變の原因より（aus „unabänderlichen Gründen“）説明せんとする企ては全くその意義を失ふ」（上掲 *Ursachen*, S. 8）筈と強調する構想は、兩者のあの數多き諸論著に思

ひあはせて、まことに興味つきぬ問題を投げかけてゐる。マイヤーに於ては「歴史性」と「時代性」が直接の問題なのに反し、レーリッヒにあつては「民族性」と「政治性」とが關心の中心なのである。マイヤーが靜かに「歴史的・政治的な諸勢力」の成長をそれとして眺め得るのに反し、レーリッヒにあつては、*Moin Glaubensbekenntnis…… ist: Einheit.*”といふフライヘル・フォン・シュタインのあの感動的な句をひいて、政治的現實への願望を叫ばなければならぬのである。吾々はこの一見些細な對立の中に、あまりにも深き本質的な何ものかの存するを覺えざるを得ないであらう。それは兎に角、この一例に徴しても瞭かなる如く、ナチス史學の一面的な觀照の傍らには、恒にかうした複雑な史觀の多様性が根強き底流をなして流れてゐた。そしてこの多様性への寛大こそ、政局の進展に伴ふナチス世界觀の發展、従つてまた史學の新展開を可能ならしむる最大の素地であつた。

去る一九三八年三月、獨逸合併を轉機として一民族一國家の理想を兎に角もなし遂げた獨逸は、その後みる華々しい全歐への制覇と共に、獨逸民族の視野を擴大し、獨逸政治の規模とその在り方とを、いはゞ開かれたより高い次元へと昂めて行つた。史學も亦、いまやひたむきな自國民の形成のみの問題ではなく、他民族・他國民と共に自國民の問題を取扱ふべき「場」への反省の段階におしやられた。かうした宏大なホリゾントを前に、しかも單に社會學的乃至はフマニスティッシユな文化的觀照に陥ることなく、飽くまでも主體的・實踐的な民族的立場を築かんとするところに、ナチス史學が「獨逸史學」に發展しゆく重大な契機が存するものと考へられる。ビスマルクの第二帝國は、單に獨逸民族の一部分を含む國家であつたに過ぎない。これに反しオットー大帝の第一帝國は、諸多の異民族を含む世界帝國であつた。今日の第三帝國をもつて、全き一民族の一國家となすならば、あの宏大な占領地を含む獨逸政治



の在り方は如何に觀念さるべきなのであらうか。さきにみた第一次大戦後の豊かな學界の成果に加へて、中世政治の在り方が、再び活潑な探求の中心問題となり來つた所以である。

抑々「中世政治の在り方」といふ如き問題の設定は、一方的に色づけられた「結果」のみから歴史を判定することではなく、原則として、個別的史實の尊嚴を想ひつゝ歴史的・政治的な具體的現實に透徹し、諸原因をきはめつくして窺ひ得る大きな力と構造とを、それとして把握せんとする實踐的なしなかもいはゞ客觀的な觀照より生れ出たものである。その意味に於てこの立場は、第二節に論じた獨逸史學の最も顯著な一動向を代表すると同時に、ホッペ的な初期ナチスの觀照に反抗する立場である。しかし今日問題なのは、かうした綜合的・客觀的な觀照が、ナチスの史觀を超克包攝することによつて學界の新たな主流を形成しつゝある事實であり、それにもまして注目すべきは、これらの諸動向を詳細に吟味する時、そこには古くして尙ほ常に新しかるべき史觀の對立を映し、いくつかの相反する立場が根強く見受けられるといふ事實である。以下吾々は、ひとしく「中世政治の在り方」の解明をめざし、また従つて皇帝政策、就中伊太利政策の意義を、積極的には認せんとする最近にみる諸々の立場に、大略四つの分類をほどこし、以つてそのヴァライターの一端を窺ふに資したいと思ふ。

まづその第一は、中世獨逸皇帝時代の政治的構造の中核として、特に羅馬的普遍的基督教世界帝國の觀念を重視する立場である。「皇帝か教皇か」ではなく、「帝權と教權」てふ特殊な歴史的構造の中に中世政治の機構的特質を認め、それが破綻として「中世的體制の終焉」を考へ、東方政策の眞の成果をめざすが故にこそ、伊太利政策が採用されるを得なかつたとする新しい問題設定の方向を示したかのアルバート・ブラックマン教授の構想(A. Brackmann: Die

98 Ostpolitik Ottos des Grossen. HZ., Bd. 134, 1926, S. 242-256; Magdeburg als Hauptstadt des deutschen Ostens im

frühen Mittelalter. Leipzig 1937. 等参照)は、まさにその代表的なるものであり、オットー大帝の政策に於ける指導的動因として、ナチョナルなものよりも「普遍的帝國」(Das universale Imperium)思想を、しかも亦「羅馬復興思想」(Der Römische Erneuerungsgedanke)の夢よりもカロリング的基督教帝國の再現を重視し、戴冠とマグデブルグ大司教座新設との關係(上述第三節參看)を強調し、或ひはまた、東方政策不可缺の現實政治的基礎としての「基督教的皇帝觀の確立を説く等(例へば J. Kirchberg, H. Kirsch 等の新研究)、いづれもこの立場からの當然の歸結といへよう。結果に於て、一見前述せるハッラーのそれに類似する多くのものを含んでゐるが(前掲 F. Schneider: Neuere Anschauungen の叙述はこの區別を明確にしてゐない儘がある)、その實、兩者の根柢には中世觀の大きな差違が潜在し、また「教皇と皇帝」てふ二つの中心を考へる如くであり乍ら、その實、基督教的統一帝國てふ與へられた「中世的構造」にアクセントを置く觀照であり、従つてまた次にのべる精神史的な把握にも直ちに結びつく立場であることに、吾々は深く留意しなければならない。

次に第二は、基督教的世界帝國乃至は教皇權の代りに、中世政治機構の根幹として王權乃至は皇帝權を置かんとする立場である。基督教と羅馬の強き影響を豫想しつゝも、尙ほゲルマン的王權の自然的な發展伸張の線上に獨逸皇帝權の積極的な在り方を考へ、「獨逸的民族政策」と皇帝政策とは何ら矛盾するものにあらずと主張し、その意味に於て東方政策が皇帝政策一般に占める意義の重大性を説きつゝ、「オットー大帝の皇帝政策は、そのまゝ民族政策(Nationalpolitik)にはかならなかつた」と斷ずるロバート・ホルツマンの着想(R. Holtzmann: Kaiser Otto der Grosse.

Zur 1000 jährigen Wiederkehr seiner Thronbesteigung. Berlin 1936; Magdeburg in der Politik der deutschen Kaiser. Hrg. v. d. Stadt Magdeburg, mitgearb. v. R. Holzmann, F. Markmann u. and. Heidelberg u. Berlin 1936. 等参照) は、その最もよき事例であらう(尙ほ A. Meister, K. Erdmann, A. Heusler 等の諸著参照)。吾々は、「教皇か皇帝か」の問題をブラックマンによつて一應解決されたと同様に、ホルツマンに至つて「國王か皇帝か」、別言せば「ハイน์リッヒ一世かオットー大帝か」の初期ナチスの對立が兎に角も解決せられ、更にはゲルマン的團體意識の構造にまでつながる方向が指摘せられた點に、多大の意義を感じるものである。何となれば、この構想は後述する如く、まさに今日に於ける最も有力な探求の方向を示唆するものであると考へられるからである。

その第三は、敘上の諸問題から一應離れて、ひたすら政治的な現實を分析追究し、「結果」の如何よりも、寧ろ具體的諸情勢にひつかけた「理由」と「動機」より來る必然性を、それとして判斷し理解せんとする立場であり、既にみたヨハネス・ハルラー一派の行論を以つて、その代表的な見解と見做すことが出來よう。極めて具體的なる史的現實への徹底は、歴史を「創造する力」の側より觀る動向と共に、最近時に於ける史學界一般の風潮であり、また吾の新しき世代がもつ欲求である。眞理は中間にありとする如き、或ひは徒らに形式的・概念的なる解決の如きを以つてしては、もはや吾々の問題を解決せしむる所以ではない。吾々がさきにペロウの主張中に單なる論争的態度を越えた達しい現實への肉薄を見出さうとした如く、こゝでも亦、ハルラー史觀の中に、初期ナチス的な觀照を越えた同じ新しき問題の所在を想はざるを得ないであらう。即ちそれは、既に「結果」を重んじ「理由」を重んずる等の安易な「對立」ではなく、「時代」が欲求する歴史意識の構造の問題を含んでゐるのではなからうか。

それは兎に角、最後に第四として吾々は、いはゞ理念史的・精神的な一面に言及しなければならぬ。「羅馬理念」、「皇帝理念」、或ひは「古典古代復活思想」等は、皇帝政策と密接に結びついた理念史的考察の對象であり、それらに關しては既にシュナイター (F. Schneider: *Rom und Romgedanke im Mittelalter*. München 1926)、『シムラヤ (P. E. Schramm: *Kaiser, Rom und Renovatio*. 2 Bde. Leipzig 1929)、『フレイヒルツ (F. Pfeil: *Die fränkische und deutsche Romidee des frühen Mittelalters*. Berlin 1929)、『或ひは前述ブラッシュマン (A. Brauckmann: *Der „römische Erneuerungsgedanke“ und seine Bedeutung für die Reichspolitik der deutschen Kaiserzeit*. Sitzber. Berl. Ak. 17, 1932, S. 346-374., Sonderabdr. Berlin 1932.) 等々幾多俊銳の論稿が發表せられて、中世精神史の大きな領域を形成してゐるが、これではたゞ、オットー戴冠てゝ事實の中世人によるうけとられ方に、實は非常な相違が存したのではなからうかとの疑問を指摘するにとどめたい。即ち換言すれば、羅馬市民が現實に皇帝に對して抱いた感情と、獨逸本國人がもつたそれとは、全く別個のものであつた筈であり、更にはまた、王の側近者が如何なる階級のものであり、また當時の有力貴重な史料が如何なる階級の如何なる立場の人によつて記述乃至は記録されたかに應じて、ハインリッヒ一世の、そしてまたオットー大帝の王權或ひは帝權觀に、相當の懸隔が生じ得た筈である。かゝる觀點よりして、更に新たに記述史料の理念史的・現實的な批判が、愈々嚴格の度を加へねばならぬであらう (その一例として W. Norden: *Erzbischof Friedrich von Mainz und Otto der Grosse*. Zur Entwicklung des deutschen Staatsgedankens in der Ottonenzeit. Berlin 1912; M. Lintzel: *Studien über Lindprand von Cremona*. Berlin 1933. の如きを参照)。觀點こそ異れ、吾々はやはりそこに具體的・現實的な「中世政治の在り方」に

接近せんとする一派の存在を否定出来ない。

以上吾々は、概略四つの立場を挙げ、最近に於けるかの國の史學界がもつ豊富な新展開の動向をあとづけた。初期ナチス史家達によつて、再度強調せられた種々なる對立觀は、いままた一つは史的現實への接近分析で、學界趨勢の故に、他は獨逸政情の偉大なる變轉を反映して、漸く解消綜合せられ、新しき次元に立つ新しき觀照が要望せられつつある現況である。第三帝國の「在り方」のヒントを第一帝國のそれに求めつつ、諸多の「Vasallenstaaten」に對し「Kernstaat」としつゝの獨逸民族國家を位置づけ (H. Aubin: Vom Aufbau des mittelalterlichen deutschen Reiches. HZ. Bd. 162, 1940, S. 479-508. の如き參照)、或ひは「不可分なる國家」觀の中に國王、皇帝等の呼稱を越えた民族性を指摘し (G. Tellenbach: Königtum und Stämme in der Wendezeit des Deutschen Reiches. Weimar 1939; Die Urteilbarkeit des Reiches. Ein Beitrag zur Entstehungsgeschichte Deutschlands und Frankreichs. HZ. Bd. 163, 1940, S. 20-42. 參照)、また或ひはフランク王國との對比に於て、「フランク王国」の「フランク王国」の獨逸帝國のゲルマン化的性格 (Regermanisierung) を強調する (例へば A. Waas: Herrschaft und Staat im deutschen Frühmittelalter. Berlin 1938; Die alte deutsche Freiheit, ihr Wesen und ihre Geschichte. München u. Berlin 1939; W. Schlesinger: Kaiser Arnulf und die Entstehung des Deutschen Staates und Volkes. HZ. Bd. 163, 1940, S. 457-470. 等參照) 等、「獨逸國家の誕生」をめぐる獨逸史學界の動きは、まさに特異の活況を呈してゐる。他方また政治的關聯、文化史的展開、民族的特性、經濟的基礎、時代的特質等々の諸要素をあまねく考量して、いはゞリアルであると共に精神的な大きな「力」を、「歐羅巴世界」の中に感得せんとするランケ的な線に沿つても、幾多の新しい企てが試みられつつある

現状である。日に月に新たなナチス史學、否より、正しくは獨逸史學の成長は、いづこに行くのであらうか。「皇帝と教皇」で考へ、或ひは「國王と皇帝」として考へられたいはゞ統一的なる中世政治は、教皇なく皇帝なく、また國王なき第三帝國に、如何ほどの示唆を與へ得るのであらうか。史學の課題は同時にまた新しい民族の課題である。吾は敍上一切の對立を貫いて、「獨逸國家」の統一を願ひ、「不可分の國家」を思ふ熱烈な獨逸民族の自覺と、ラテン系諸國にみる如き靜的な國家構造ではなしに、いはゞ「動きの原理」を古ゲルマン民族の生活にまでつながる「指導者原理」に求めて、あらゆる對立を綜合解消せしめんとする各人の努力の中に、從來述べ來つたところとは別個の、更に廣大な視野に於ける「獨逸的」歴史觀の健全なる確立が約されてゐる如く思はれてならない。別言すれば、「帝國」(Imperium)でも「國家」(Staat)でもなく、あたかも「ライヒ」が獨逸的統一の核心である點に、フェーラーと結合する新しい觀照の鍵が秘められてゐるのではなからうか。

もし然りとせば、吾々が本稿で一瞥したハインリッヒ一世とオットー大帝の統治は、いまや別個の昂められたる次元に於て、「一つのプログラム」として (Giesebrecht: a. a. O. Bd. I. S. 292: Otto vollendete, was Heinrich begründet hatte) 、ゲルマーネンの古代より今日につながる獨逸的國家形成の最も重大な一エポックとして、統一的に把握せられ、そのラーメンの中に作用し合ふ諸多の現實的・理念的な力が、またすぐれて「主體的」に觀察され得る立場が築かれるのではなからうか。民族性と時代性とを政治的情況の眞實曇らざる自覺によつて統合し、時代を動かし歴史を創造する力を、それとして直感するてふ史學の大きな課題とその困難さを想ひつゝ、この粗糲な皇帝政策論争の展望をひとまづ閉ぢることとする。

(昭和一七・一・二九)